

【関係法令抜粋】

● 事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成8年印西市条例第10号）

（事業者の責務）

第5条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用等を推進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、単独に又は他の事業者と共同して、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

4 事業者は、事業系廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、市の施策に協力しなければならない。

● 多量排出事業者（減量計画書、廃棄物管理責任者）

印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成8年印西市条例第10号）

（多量排出事業者等）

第12条 事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者で規則で定めるもの（以下「多量排出事業者」という。）は、その減量及び適正処理に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項に規定する計画書について、調査及び指導することができる。

4 市長は、多量排出事業者が第1項若しくは第2項に違反し、又は前項の規定による調査若しくは指導に

従わないときは、当該多量排出事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるべき旨の勧告をすることができる。

- 5 市長は、多量排出事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、当該多量排出事業者が排出する事業系一般廃棄物の市長の指定する処理施設への受け入れを拒否することができる。

印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成8年印西市規則第45号）

（多量排出事業者）

第4条 条例第12条第1項に規定する多量排出事業者は、次に掲げる事業者とする。

- （1） 事業の用途に供される部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上の建築物を所有し、又は占有する事業者
- （2） 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗を所有し、又は占有する事業者

（減量計画書）

第5条 条例第12条第1項に規定する計画書の作成は、事業系一般廃棄物減量化計画書（別記第1号様式）により行うものとする。

- 2 前項の減量計画書は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間について作成するものとし、その年の5月31日までに提出しなければならない。

（廃棄物管理責任者の選任）

第6条 条例第12条第2項に規定する廃棄物管理責任者は、施設の維持管理について権限を有するものの中から1人を選出するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、市の指定する数とする。

- 2 廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出は、選任又は変更のあった日から14日以内に廃棄物管理責任者選任（変更）届出書（別記第2号様式）により行うものとする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）

（定義）

第二条 この法律において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

- 2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

（基準面積）

第三条 基準面積は、政令で定める。

- 2 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その生活環境から判断して、前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要かつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準面積を定めることができる。
- 3 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

大規模小売店舗立地法施行令（平成十年政令第三百二十七号）

（一の建物）

第一条 大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第二条第二項の一の建物として政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- 二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- 三 一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

（基準面積）

第二条 法第三条第一項の政令で定める面積は、千平方メートルとする。

印西市の休日を定める条例（平成元年印西市条例第19号）

（期限の特例）

第2条 市の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で、条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。